

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		総合的設計による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の除外認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第86条の6第2項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		